

「地域型住宅グリーン化事業における地域の伝統的な建築技術の継承に資する取組に対する加算措置の運用について」（令和4年4月1日国住木第1号）に基づく地域文化要素基準

○和歌山県地域住文化要素基準

（1）基準の内容

以下に掲げる地域住文化要素のうち、3以上の要素に該当するものであること

＜地域住文化要素＞

- ・ 畳の間（6畳以上）を設けていること
- ・ 床（室又は廊下の1以上）が紀州材無垢板張りであること
- ・ 屋内に長辺方向が1間以上の土間を設けていること
- ・ 軒（外壁の一面以上）が深い軒庇（庇の出90cm以上）であること
- ・ 軒裏（外壁の一面以上）が野地板現しであること
- ・ 母屋の屋根全体が日本瓦屋根であること
- ・ 縁側を設けていること
- ・ 床の間を設けていること
- ・ 障子又はふすまを設けていること
- ・ 地場製作の木製建具を使用した間仕切りを設けていること
- ・ 外壁（1面以上）が無垢板張り又は塗り仕上げ（漆喰等）であること
- ・ 内壁（1間以上）が真壁造り、無垢板張り又は塗り仕上げ（漆喰等）であること

（2）適用地域

和歌山県内の全域

（3）適用時期

令和4年度以降の「地域型住宅グリーン化事業」の実施期間

（4）留意事項

上記の基準は、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものが補助対象となること、建築主が分離して購入可能なものは補助対象外となることについて、ご留意ください。